

LOUIS MENAND (ed.), THE FUTURE OF
ACADEMIC FREEDOM,

—The University of Chicago Press, 1996, pp.239—

松 田 浩

「学問の自由」について語るときにアメリカの理論家を常に悩ませてきた対抗軸が、少なくとも二つ存在する、と思われる。一つは、教授団の自律権という意味での集団的価値に重きを置くのか、あるいは個々の教授の思想表明の自由という意味での個人的価値に重きを置くのか、という軸。もう一つは、実はそれと密接に絡むらしいのだが、この二つを包含する「学問の自由」が、例えば修正一条のような憲法的権利と同化できる市民的自由の一環なのか、あるいはいかなる意味でも「市民的」ではない学者独自の特権なのか、という軸である。これらは「学問の自由」論の伝統的問題枠組といえる。

しかし現代的「学問の自由」論の射程はこの枠組を大きく踏み越え、戦場を「学問」論にまで拡大させた。客観的真理探究の営為—これが標準的な「学問」観であろう。だとすれば一定の「真理」の基準がなければ、「学問の自由」は概念として成り立たないではないか。客観—主観、知識—意見、科学—政治という伝統的区別がすべて相対化される「学問」潮流のなかで、「学問の自由」はいかなる形で可能なのか。さらには、「学問」を「学問」として成り立たせる制度的基盤は何か。こうした問いが本書を成立させた最奥の背景にある。これを仮に現代的「学問—学問の自由」論と名付けておく。

本書は、スピーチコード、多文化カリキュラム、AA等々を背景とするPC (Political Correctness) 論争を契機に、1915年以来学問の自由の定式化と擁護に主要な役割を果たしてきたAAUP (米国大学教授連合) が企画した講演を基にした論文集である。第一部「学問の自由は何を保護するか」(1～3章)、

第二部「ヘイト・スピーチの問題」(4～5章)、第三部「探求の倫理」(6～9章)の三部構成を採り、哲学、文学、法学、歴史学、科学論などを専攻する著名学者九人が各の角度から健筆を揮っている。ここでは、現代的「学問—学問の自由」論に伝統的「学問の自由」論の二つの対抗軸の新たな構図を読みとる、という評者の問題関心から五編を選択し、紹介とコメントを加える。(紙幅の都合で紹介できない四編の著者と主題を以下に掲げておく。カス・R・サンスタイン「学問の自由と法」(4章)、ヘンリー・ルイス・ゲイツJr「批判的人種理論と言論の自由」(5章)、イヴリン・フォックス・ケラー「科学とその批判者」(8章)、エドワード・W・サイド「アイデンティティ・権威・自由」(9章)。第二部を紹介できないのは全く遺憾だが、評者によればヘイト・スピーチ論は「学問の自由」論の視点からは「各論」を成す部分であり、別の機会に紹介と検討を試みたい。)

二

現代的「学問—学問の自由」論を総括するメナンド「学問の自由の諸限界」(1章)は、論争を二つの争点に収斂させる。第一は人文科学の政治化(多文化主義)、第二は認識論的相対主義(ポストモダニズム)である。前者はあらゆる知識の政治性を唱え、後者は判断と価値の客観性と普遍性を否定する。

メナンドによれば、学問の自由は、教育と探求という学問活動の目的を増進するために「保護」と「自己規律」の領域を確立する。このことは、学問の自由が「自由」と同時に「制限」としても作用することを意味する。アメリカにおいて現代的な研究大学が登場したのは、南北戦争後の19世紀後半であったが、そこで養成された専門職集団は自己組織化を開始した。博士課程、同僚による業績審査、テニユアといった研究大学の制度的核は、専門職が同僚以外のものによって仕事の条件を指示されない自由を保証し、専門職集団の自己統治・自己制限を可能にするものとして成立したのである。従って、この自由は「大学人(特にテニユアを持った教授)のための自由」であって、それ以外のものにとっては端的に専門職としての能力を否定する制限として機能する。

また、専門職にとって博士論文やレフェリーつき雑誌、テニユアと昇進の手続は、単に自己統治を確保するためだけでなく、この手続によって初めて真正の知識が生み出されると考えられたために存在していた。つまり、学問の自由

の保障を生んだ制度的構造は、実証主義的な「科学」のモデルと結びついていたのである。およそ「科学」とは縁遠い文芸批評はもともとこうした制度的構造に懐疑的であったし、現代のポストモダニズムはこの懐疑主義の極致に他ならない。しかしメナンドの診断によれば、ポストモダニズムの認識論的相対主義の主張自体は学問の自由にとってさほどラディカルな挑戦であるわけではない。これらの主張自体は十分学問の自由の保護に値する。

多文化主義とポストモダニズムの真の脅威は、認識論的・政治的などころではなく、管理行政的 (administrative) などころに存在する。現在構造化されている学問の自由は、個々のディシプリンの自律とインテグリティに決定的に依存している。今日の危機の根源は、ディシプリンの境界の融解—学際化 (interdisciplinary)!—にあり、多文化主義もポストモダニズムもこの過程の副次的現象に過ぎないのである。

ディシプリンの崩壊は哲学上の危機ではない。しかしディシプリンの解体は確実に専門職の自己統治の維持を困難にし、そこに利益を見出すのは大学当局 (administrator) に他ならない。専門特化主義と専門職能主義に依存する学問の自由の制度的機構が、学際化の時代にどう生き残っていくのか、仮にそれを排するとして代替的機能を果たす機構をどう構想するか、ここにメナンドは「学問の自由」論の困難な課題を見出す。

三

メナンドのいう「ポストモダニズム」が学問の自由の基盤を掘り崩しているのではないかという疑問に対して、ネオ・プラグマティズムの立場から反論を試みたのがリチャード・ローティ「学問の自由は哲学的前提を持つか？」(2章)である。ローティは、客観的真理の探究が「実在への対応性」の探求であることを否定し、それに代わって、可能な限り広い「共同主観的合意」の探求と見るべきだと考える。そのため「学問の自由」や「科学的インテグリティ」から連想される慣習を危険に晒すと非難されてきた。

ローティの反論は簡単である。すなわち、一定の社会的慣習とそこで前提とされている哲学的見解との必然的關係を絶つことでことは済んでしまう。例えば、かつて神の存在を信じることを当然の前提とした宣誓の慣習は、今や世俗的なものとなった。これと同じく学問の自由の慣習も、真理の性質に関する特

定の哲学的信念によってのみ基礎づけられるのではない。公平で客観的な研究は、真理観として「実在への対応性」をとろうと「共同主観的合意」をとろうと生き残っていくだろう。

結局、慣習を哲学的、神学的、認識論的に正当化するのではなく、経験的、機能的、社会政治的に正当化すべきである、というのがローティの立場であり、学問の自由の慣習も現に果たしている民主的、自由主義的機能の観点から経験的に擁護する。

四

しかし、トーマス・L・ハスケル「「権力／知識」の時代に学問の自由の権利を正当化する」(3章)はローティらの反リアリズムの認識論にあくまで学問の自由への脅威を嗅ぎ取る。ハスケルは学問の自由の核心を、「有能者の共同体」としてのディシプリンの権威にあるとみ、ここから二つの危機意識を表明する。第一は、ディシプリン共同体の設立を保証していた認識論的前提の崩壊であり、第二は、学問の自由の修正一条への同化である。ここでは第一の問題についてハスケルの説くところを見ておこう。

後期ヴィクトリア時代に、専門職の知的権威確立の頂点としてAAUPの学問の自由理論を形成したラヴジョイとセリグマンは、ディシプリン共同体の認識論的効能を当然視していた。彼らは知識＝権力というフーコー的前提にはのらず、公平性と客観性の追求を(簡単に獲得できるものではないが)理想として堅持し、公平な知識の領域を外部権力から隔離しようと図った。そこで前提とされていたのが、真理は孤立的で文化的に無媒介な試みというよりも、集団的で共同的な試みであるという洞察であった。この洞察が「有能者の共同体」の権威を支えたのである。

この「真理の共同体の理論」はむしろ現代的な響きを持っている。トーマス・クーンの「科学者集団」、スタンレー・フィッシュの「解釈共同体」を想起させるからである。ハスケルは、ローティを含むこうした現代の「共同体の理論」家と、ヴィクトリア時代の最も強力な「共同体の理論」家であったチャールズ・サンダース・パースの比較を通じて彼我の差異を測定する。パースの理論は次の一文に集約される。「研究するものすべてによって合意される運命にある意見が、わたしのいう真理であり、この意見に表象される客体が実在である。」

パースは哲学的リアリストであり、意見の究極的収斂を「希望」として堅持し、実在を社会的に「構成」されるのではなく「発見」されるものとして見た。ハスケルによれば、クーンにはアンビヴァレントなところがあるが、ローティとフィッシュは非妥協的な反リアリズムの立場をとる。すなわち、観念が実在に収斂することに重大な意味があることを否定し、社会的・言語的構成物として実在を見る。基礎を欠き、合理的収斂や実在への対応という望みを失って、意見の対立は意味を失い、無目的な攻撃と区別しがたくなる。そこではディシプリン共同体は批判の坩堝として機能しえないし、そこで育つ観念に何の権威も要求できない。

反リアリストの前提では、なぜ理事会や立法者が好みに合わない実在の普及に同意すべきなのか説明がつかない。ディシプリン共同体の自律的な声に権威を認めることに、政治から自立した「安全な場所」の確保を目指す古典的「学問の自由」論の眼目があったはずであるが、この「安全な場所」は政治が世界に蔓延する知識＝権力の時代にはいかなる正当化の可能性も失われてしまう—ここにハスケルの危惧がある。

五

学問の自由とディシプリン共同体との緊密な関係についてハスケルと認識を共にしながら、ディシプリン権力の影の部分にも冷徹な分析のメスを入れるのがジョアン・W・スコット「倫理的実践としての学問の自由」(6章)である。スコットは学問の自由が歴史的に多義的であり、相互に矛盾を孕んだ複数の意味内容さえ伴ってきた、という極めて正当な認識から出発する。そしてこの矛盾と緊張が解消できないことを承認するばかりか、そこに学問の自由の倫理的・実践的力を見いだす点にスコットの特徴がある。

学問の自由は、確かに正統に挑戦する思想家を保護する。しかし同時に、その挑戦の正統性は一定の方法、水準、信念へのコミットを共有するディシプリン共同体への所属によって確保されている。従って、正統の批判者は、まさにその正統を保持するディシプリンに、自らの正統性を求めねばならない。ここに学問の自由の概念的矛盾が端的に露呈してしまう。デューイやラヴジョイには利点しか認識されていなかったが、ディシプリンの二面性は不可避的なのである。すなわち、一方で、知を組織化し、知の生産者を権威づける意味で「生

産的」であるが、他方で、ドグマティズムに陥れば制裁の道具になる規範的基準を備えているという意味で「制限的」に機能する。

今日の危機をスコットは二つの面で捉えている。第一は、ディシプリンがドグマティズムに陥らずに自らの批判的転換の可能性を提供してきた実績が軽視されていること、第二に、ディシプリンと批判的挑戦の必然的緊張関係を、どちらかの選択を強いることによって解決しようとしてきたこと、である。すなわち、一方はディシプリンを不易なものとして物神化し、他方はディシプリンを抑圧の道具として排除する。こうしたドグマティックな対決において、ディシプリンと批判は相互に分離してしまう。

スコットは、ディシプリンと批判の不断の相互作用にしか問題の解決は見いだせないと考えるようである。「理解の自律的な追求」の理念と、その追求を制限する特定の歴史的、制度的、政治的現実との間の「倫理的空間」に学問の自由は生存する。学問の自由はある本質一個人の保護か、集団的福利か—に還元できない倫理的実践なのである。

六

学問の自由の制度と思想は、歴史的観点からだけでなく、純粋に原理的観点から洗い直すことも可能である。ロナルド・ドゥウォーキン「我々には新たな学問の自由の解釈が必要だ」（7章）（改題のうえDWORKIN, FREEDOM'S LAW 244-260(1996)に所収）は既存の歴史的制度としての学問の自由が、なぜ価値を持つかを改めて原理的に説明する。

ドゥウォーキンの見るところ、既存の学問の自由の制度は、二重の遮断を保障している。政府が大学機関を創設し、その性格と予算を定め、職員を任命した後は、大学機関がその性格をいかに解し、誰が何をいかに教えるべきかを決めることには介入できない。また、大学当局が教授を任命し、学部に予算を配分し、一定の限度でカリキュラムの形態を決定した後は、任命された教授が決まった科目をいかに教えるかに介入できない。教授は一旦就任すれば、何を書き、言い、教えようとも大学機関は彼を支持、援助（すなわち雇用を確保）しなければならない。すなわち学問の自由は、「何かを言うことを完全に阻止されない権利」に過ぎない修正一条の自由言論と異なり、それよりも強力な「他者によって維持されている地位において自分の意見を述べる権利」なのである。

このような学問の自由を正当化する伝統的な議論は、ミルの思想の自由市場論の系譜にある道具的理論であった。最大限外部統制から解放され、独立した大学機関と学者の制度は、真理に到達する最善の機会を提供する、と。しかしドゥウォーキンはこの正当化論だけでは満足しない。任命後でも明らかに誤った見解や瑣末な研究計画しか持たない学者を排除できた方が真理を確実に発展させられるだろうからである。

道具的理論を補充するより包括的な正当化として提供されるのが、「倫理的個人主義」の理念である。この理念は「我々は各自、できるだけ人生において成功を収める責任を持つということ、そしてこの責任は、我々各自が成功した人生とはいかなるものかについて、個人的に感得された確信の問題として、自己決定しなければならないという意味において、個人的なものであること」を主張する。

倫理的個人主義は、真理と価値が個人的確信によってのみ獲得されるべきことを説く点で、まさに学問の自由をその一環として包含する。これは真理と価値が権力者によって独占される「画一性の文化」への防波堤として、「独立の文化」を育む機能を果たすのである。かくして倫理的個人主義は政治的リベリズムと密接に繋がる。

そしてこの理念は、学問の自由の二段階の遮断をうまく説明するとドゥウォーキンは主張する。上の諸行為のうち、任命後の教授に政府や大学が命令をする場合にのみ、自分の見たままに真理を話し、書き、教えるという教授の個人的責務が妨げられるからである。(以下、スピーチコード論が展開されるが如上(一)の理由で紹介は別稿に譲る。)

七

さて、冒頭に示した二つの対抗軸の現代的構図はどう描きうるか。ハスケルは学問の自由が発生史的に見たとき優れて「共同体」的な原理であることを再確認したが、この認識は基本的に正しい。AAUPの憲章自体、「個人の学者(individual scholar)」の自由であることを明示的に否定し、「学問専門職」の自由として謳っている。専門職の自律性を正当化したのは「中立性」と「能力」というレトリックであったが、しかしこれは少なくとも学外権力との関係で相対的な説得力を持つに過ぎない。ディシプリン共同体内部では明らかに「有能

者」同士の「党派的」な対立が起こりうる。従って、スコットのいうディシプリン共同体の「権力性」はそれとして有用な認識なのである。マッカーシズムの赤狩りにおいて各大学の当局のみならず教授団がとった行動はこの「権力性」を浮き彫りにしていた。フーコーよりも狭くかつ陳腐な意味でだが「知識」は確かに「権力」なのである。「共同体」権力に対抗する武器は「個人」主義に求めなければならない。ドゥワオーキンの「倫理的個人主義」は確かに魅力のある概念だが、既存の学問の自由の正当化としては必ずしも成功しているとは思われない。ドゥワオーキンは学内で教授が個人的確信だけに従って行動できるかのような描写をしているが、そこには「同僚による制約」が完全に欠落している。既存の学問の自由の「共同体」性を軽視しているのである。「共同体」か「個人」かという対抗は、学問自体の性質の評価にまで行き着くだろう。ローティとハスケルの対立は、純粋な認識論よりも、学問の役割と担い手を巡る議論に興味深い問題が含まれているように思われる。ローティは学者的な対話を万人に拡大させることが望ましいとするが、ハスケルはそのような民主化は難しいと考える。担い手が万人に拡大すれば「有能者の共同体」の必要は減り、学問は拡散的な個人的営為と見なされよう。一層の専門職化か、民主化か。今後学問がどちらの方向に進むのか、また進むべきなのかは、予断を許さない問題である。しかし確実に言えるのは、「大学」の存在を前提とする学問の自由論は、「共同体」と「個人」の緊張の最終的解決を果たすことはない—そしてスコットによれば果たすべきではない—ということであろう。

八

第二の対抗軸に移ろう。先に触れたように、学問の自由の「共同体」性の利点を最も強調するハスケルは、修正一条への完全な同化を危険視している。修正一条は共同体の自治と自律の正当化に向かない、と。ディシプリン共同体の権威付けはリバタリアンの仕事ではなくコミュニタリアンの仕事だった—歴史的にそう評価するのはそれとしてやはり正当であろう。しかし、自他共に認めるリベラルで、しかも歴史から相対的に自由な原理論を展開するドゥワオーキンは、学問の自由を自由言論からの派生物と見なさない方がよいと断言しているのはどうしたものか。おそらくここには三つの理由がある。一つは、学問の自由が自由言論と異なり「地位」の保持に絡むという紛れもない事実。もう一

つは、修正一条が公立機関にしか適用がないというデメリットへの配慮。最後に、スピーチコードのような学内言論規制について、修正一条よりも緩和された基準で規制を認めるという実践的考慮、である。ただ、ここで紹介できなかったサンスタイン「学問の自由と法」(4章)のように、私立機関への適用を予め断念した上で敢えて修正一条の枠内で学問の自由を論じ、なおかつドゥウォーキンと類似の効果を引き出すこともできる。この場合、大学機関の教育的使命という特殊性を考え、これに関連する限りで一般にはできない言論制限を容認するという方向をとることになる。しかしながら、かのドゥウォーキンが、ハスケルのように学者共同体の「権威」主義を擁護するはずはない。個人が知的責任を持つ独立の文化を創出する制度の一部として、学問の自由と自由言論は密接に結びついているのであり、その意味で学問の自由の制度は、学者集団だけでなく、国民全体の利益に深く関わっているという「民主的」正当化を図っている。第二の対抗軸は今も形を変えて生き残っているようである。